

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇佐市長

市町村名 (市町村コード)	宇佐市 (4 4 2 1 1 9)		
地域名 (地域内農業集落名)	宇佐市 宇佐市		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月6日 (第 1 回)		

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を基準とし記載。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来のあり方

(1) 地域農業の現状と課題

☐ 地域内の農業用水の不足	☐ 農道管理が困難
☐ 用排水路の老朽化	☐ 分水管理あり
☐ 農地及び排水路の排水不良	☐ ほ場単位での水引役あり
☐ 後継者不足	☐ 耕作放棄地あり
☐ 地域内農業者なし	☐ 不在地主増加
☐ 耕作条件の悪い農地	☐ 鳥獣被害あり
☐ 用排水路管理が困難	☐ コミュニティー機能の低下
☐ 農道が狭い	

☐ その他特記事項及びまとめ
協議を行った一定地域の範囲内において、それぞれの課題を別紙にて整理する。

(2) 地域における農業の将来のあり方

担い手関連の取組	作物関連の取組
☐ 地域内の農業者を中心に営農	☐ 主食用水稻の生産振興
☐ 近隣集落の農業者も含め営農	☐ 大豆の生産振興
☐ 広く宇佐市内の農業者を募り営農	☐ 麦の生産振興
☐ 新規就農・企業参入も含め営農	☐ 飼料稻の生産振興
☐ 担い手育成の必要性	☐ 飼料米の生産振興
基盤整備関連の取組	☐ 飼料作物の生産振興
☐ 国営かんがい排水事業の推進	☐ 高収益作物の生産振興
☐ ほ場整備の推進	その他の取組
☐ 用排水路改修の推進	☐ 鳥獣害対策の実施
☐ 大区画化の推進	☐ 水引役の継承
☐ パイプライン化の推進	☐ 水引役をつくる
☐ フォアス（地下灌漑）の導入	☐ 多面的機能支払の活用
☐ 排水機場の設置要望	☐ 中山間地域直接支払の活用
	☐ 放牧による農用地の管理
	☐ 耕作継続が困難な農用地の林地化

☐ その他特記事項及びまとめ
協議を行った一定地域の範囲内において、それぞれの課題に対する方針を別紙にて整理する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,743.4	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	5,743.4	ha
(うち保全管理等が行われる地域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。ただし、区域内の農用地等面積の積算においては、地域計画としての一筆台帳の整理は求められていないことを前提とする。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の地区の考え方 (範囲は別添地図のとおり)

☐ 農振農用地区域の範囲内とする	☐ 地目：水田を対象とする
☐ 市街化していく可能性がある農地は除く	☐ 地目：畑を対象とする

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

☐ 集落内の農業者を中心に集積・集約化を推進する
☐ 近隣集落の農業者も含め集積・集約化を推進する
☐ 宇佐市内の農業者を対象として集積・集約化を推進する
☐ 企業参入も含め集積・集約化を推進する
☐ 担い手育成を関係機関に求める

(2) 農地中間管理機構の活用方針

☐ 農地中間管理機構を活用し、積極的に集積・集約化を推進する
--

(3) 基盤整備事業への取組方針

☐ 国営かんがい排水事業「駅館川地区」を求める
☐ ほ場整備事業を求める
☐ 農業用水利施設の改修を求める
☐ ほ場の大区画化を求める
☐ 用水路のパイプライン化を求める
☐ フォアスの施行を求める
☐ 排水機場の設置を求める

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

☐ 新規就農・企業参入も含め新たな担い手の確保を求める

(5) 農業協同組合等の農業サービス支援事業者等への農作業委託の活用方針

☐ 農業サービス支援事業者等への農作業委託を積極的に活用する
--

以下任意記載事項 (地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ 鳥獣被害防止対策	☐ 燃料・資源作物
☐ 有機・減農薬・減肥料	☐ 保全管理等
☐ スマート農業	☐ 農業用施設
☐ 畑地化・輸出等	☐ 耕畜連携等
☐ 果樹等	☐ その他

【選択した上記の取組方針】

☐ 補助事業等を活用し、鳥獣害対策のための鉄線柵等の整備を行う。
☐ 有機・減農薬・減肥料の取組を進め、付加価値の高い農作物の生産を目指す。
☐ スマート農業技術の導入を図り、品質の向上・省力化・コスト削減を進める。
☐ ほ場整備に合わせて水田の汎用化を促進し、将来的には生産物の輸出等についても検討する。
☐ ほ場整備に合わせて樹園地化を推進する。
☐ 将来的には燃料・資源作物の生産を目指す。
☐ 一定地域内にある周辺部農地の保全管理を行う。
☐ 営農の拠点となる農業用施設の整備を行う。
☐ 畜産農家と連携をし、資源循環の取組を行う。
☐ 協議を行った一定地域の範囲内において、それぞれの方針を別紙にて整理する。